

令和8年度 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター¹ 会計年度任用職員採用試験受験案内 (埋蔵文化財調査補助員)

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
〒690-0131 松江市打出町33番地
TEL 0852-36-8608

島根県教育庁埋蔵文化財調査センターでは、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和7年12月17日(水) ~ 令和8年1月8日(木)
	*受付時間は、午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く) ただし、初日は午前10時から受付開始
	*郵送による場合は、1月8日(木)必着
■ 試験日	令和8年1月25日(日)面接試験
■ 合格発表	令和8年2月4日(水)

1. 受験資格

- (1) 次の各号のいづれかに該当する人は受験できません。
- ア 禁錮(令和7年6月1日以降は、拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (2) 学歴等
- 次のア又はイのいづれかの要件を満たすこと
 - ア 大学又は大学院で考古学を専攻し、卒業又は修了した人(見込みを含む)。あるいは、それと同程度の能力を有している人
 - イ 測量士又は測量士補の資格を有している人。あるいは、トータルステーション等の測量機器の操作経験のある人
- (3) パソコン操作ができる人(エクセル、ワード)
- (4) 普通自動車運転免許(AT限定可)を有し、運転経験(概ね1年以上)を有する人

2. 勤務地、職務内容、採用予定人数

- (1) 勤務地
- 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター又は島根県内の発掘調査地
- (2) 職務内容
- 埋蔵文化財発掘調査・調査報告書作成の補助
- (3) 採用予定人数
- 2名

3. 選考の方法、試験の日時、試験会場、合格発表、試験結果の郵送

- (1) 選考の方法

- (ア) 第1次選考 申込書類により、受験資格を満たしているかどうかを審査します。
- (イ) 第2次選考 第1次選考の合格者について面接試験を行います。
- (2) 試験の日時、試験会場
- (ア) 第1次選考 令和8年1月14日付で選考結果通知を郵送します。
- ※第2次選考日の3日前になんでも通知が届かない場合は申込先にお問い合わせください。
- (イ) 第2次選考 日時 令和8年1月25日（日）9：00～（※）面接試験
会場 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター（松江市打出町33）
※面接試験開始時刻は受験者ごとに異なります。詳細は第1次選考の結果通知の際にお知らせします。
- (3) 合格発表 **令和8年2月4日（水）**
合格者に対しては併せて発表当日に、勤務意思確認のため、電話連絡しますので、ご承知ください。
- (4) 試験結果の郵送
試験結果通知は、合格発表日に受験者全員（棄権者を除く）に郵送します。

4. 受験申込

- (1) 提出書類を、申込先へ、直接持ち込むか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きし、簡易書留郵便にしてください。
- (2) 申込先
島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 総務課
〒690-0131 松江市打出町33番地
TEL 0852-36-8608
- (3) 受付は、土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き1月2月17日（水）から1月8日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、1月8日（木）必着のものに限り受け付けます。
- (4) 提出書類

- ①申込書（別紙様式） **1部**
別紙様式をコピーするか、下記ホームページからダウンロードしてください。
島根県教育庁埋蔵文化財調査センター <http://www.pref.shimane.lg.jp/maizobunkazai/>
顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのもので、裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかりと貼ってください。
- ②110円切手を貼付した定形（長形3号）の封筒 **2部**
試験結果通知に使用します。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

*申込みは1職種に限ります。重複受験はできません。

*採用予定人数は、変更する場合があります。

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用します。

令和8年4月1日から勤務できることが条件です。

「1.受験資格」を満たさない場合や、取得見込みとした資格等を所定の時期までに取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

なお、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

6. 勤務条件等

- (1) 報酬：日額13,900円
(令和7年11月1日現在を記載しています。)

※通勤手当相当分の報酬は、通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。(支給要件を具備する場合のみ支給)

- (2) 手 当：規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。
- (3) 勤務日数：4月、5月、2月、3月は月17日、その他の月は月19日
- (4) 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分
- (5) 福 利：共済保険、厚生年金保険、雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します）

7. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点（科目別得点を含む）及び順位	合格発表の日から1月間	島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

（注）「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- ・第2次選考試験会場には、第1次選考の結果通知を持参してください。
- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。

この頁は空白です